

第13回幕別町・忠類村合併協議会資料

報告第24号	十勝中央合併協議会規約の一部改正について	1 ページ
報告第26号	十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について	2 ページ
報告第27号	十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について	4 ページ
報告第28号	十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について	7 ページ
報告第29号	十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について	10ページ
報告第30号	十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について	11ページ
議案第16号	十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程	12ページ
議案第20号	協議の進め方の変更について	14ページ
協議第1号	合併の方式について	24ページ
協議第2号	新町の事務所の位置について	29ページ
協議第6号	公共的団体等の取扱いについて	30ページ
協議第7号	補助金・交付金等の取扱いについて	31ページ
協議第20号	国際交流・広域交流事業の取扱いについて	32ページ
協議第23号	農林水産関係事業の取扱いについて	33ページ
協議第24号	商工労働観光関係事業の取扱いについて	35ページ
協議第25号	学校教育関係事業の取扱いについて	38ページ
協議第26号	社会教育関係事業の取扱いについて	44ページ
協議第28号	介護保険事業の取扱いについて	48ページ
協議第34号	新町の名称について	49ページ
協議第35号	新町建設計画について	別 冊

十勝中央合併協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行 規 約	改 正 規 約
<p><u>十勝中央合併協議会規約</u></p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 幕別町、<u>更別村</u>及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議会の名称)</p> <p>第2条 協議会は、<u>十勝中央合併協議会</u>と称する。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(副会長)</p> <p>第7条 副会長は、関係町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く<u>2名</u>をもって充てる。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、<u>会長があらかじめ指定した順位により</u>会長の職務を代理する。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第20条 略</p>	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会規約</u></p> <p>(協議会の設置)</p> <p>第1条 幕別町及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議会の名称)</p> <p>第2条 協議会は、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>と称する。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>(副会長)</p> <p>第7条 副会長は、関係町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く<u>者</u>をもって充てる。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>3 略</p> <p>第8条～第20条 略</p>

十勝中央合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
<p><u>十勝中央合併協議会幹事会規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会規約</u>第12条第2項の規定に基づき、<u>十勝中央合併協議会幹事会</u>(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 幹事会は、<u>十勝中央合併協議会</u>会長(以下「会長」という。)の指示を受け、<u>十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の会議に提案する事項について協議又は調整するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、幹事会は、<u>幕別町、更別村及び忠類村の合併</u>に関し必要な事項について協議又は調整するものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 幹事長及び副幹事長<u>2名</u>は、幹事の互選による。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又幹事長が欠けたときは、<u>幹事長があらかじめ指定した順位により</u>幹事長の職務を代理する。</p>	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会幹事会規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会規約</u>第12条第2項の規定に基づき、<u>幕別町・忠類村合併協議会幹事会</u>(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 幹事会は、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>会長(以下「会長」という。)の指示を受け、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の会議に提案する事項について協議又は調整するものとする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、幹事会は、<u>幕別町及び忠類村の合併</u>に関し必要な事項について協議又は調整するものとする。</p> <p>第3条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。</p> <p>(幹事長及び副幹事長)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又幹事長が欠けたときは、<u>幹事長の職務</u>を代理する。</p>

現 行 規 程

改 正 規 程

第6条～第9条 略

別表（第3条関係）

団体名	職 名
幕別町	助役 総務部長 企画室長
<u>更別村</u>	助役 <u>総務課参事</u> <u>総務課参事</u>
忠類村	助役 総務課長 企画課長

第6条～第9条 略

別表（第3条関係）

団体名	職 名
幕別町	助役 総務部長 企画室長
忠類村	助役 総務課長 企画課長

十勝中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程 新旧対照表

4

現 行 規 程	改 正 規 程
<p><u>十勝中央合併協議会専門部会規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会</u>規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、<u>十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門部会は、<u>幕別町、更別村</u>及び<u>忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の常勤の一般職員をもって組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 専門部会に、部会長及び副部会長<u>2名</u>を置く。</p> <p>2 分科会に、分科会長及び副分科会長<u>2名</u>を置く。</p> <p>3 略</p> <p>(役員職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会専門部会規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門部会は、<u>幕別町</u>及び<u>忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の常勤の一般職員をもって組織する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>2 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。</p> <p>3 略</p> <p>(役員職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

現 行 規 程

3 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した順位によりその部会長の職務を代理し、副分科会長は、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指定した順位によりその分科会長の職務を代理する。

第6条～第8条 略

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が会議に出席したときは、十勝中央合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程第3条の規定を準用して費用弁償を支給する。

第10条 略

別表(第3条関係)

専門部会	分科会
総務	行政
	人事
	財政
	会計
	管財
税務	税務
企画	企画
	電算
保健福祉	社会福祉
	児童福祉
	高齢者福祉
	保健
住民	国保年金

改 正 規 程

3 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長の職務を代理し、副分科会長は、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その分科会長の職務を代理する。

第6条～第8条 略

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が会議に出席したときは、幕別町・忠類村合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程第3条の規定を準用して費用弁償を支給する。

第10条 略

別表(第3条関係)

専門部会	分科会
総務	行政・人事
	財政
	会計
	管財
税務	税務
企画	企画
	電算
保健福祉	社会福祉
	児童福祉
	高齢者福祉
	保健
住民	国保年金
	住民

現 行 規 程

改 正 規 程

	環 境 衛 生
	交 通 防 災
産 業	農 林
	商 工 觀 光
	土 地 改 良
建 設	土 木
	建 築
上 下 水 道	水 道
	下 水 道
教 育	学 校 教 育
	社 会 教 育
議 会	議 会
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会
消 防	消 防

	交 通 防 災
産 業	農 林
	商 工 觀 光
	土 地 改 良
建 設	土 木
	建 築
上 下 水 道	水 道
	下 水 道
教 育	学 校 教 育
	社 会 教 育
議 会	議 会
農 業 委 員 会	農 業 委 員 会
消 防	消 防

「報告第28号 十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について」資料

十勝中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
<p style="text-align: center;"><u>十勝中央合併協議会事務局規程</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 (組織及び分掌事務) 第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務広報班、調整班及び計画班</u>を置く。 2 略 (職員等) 第4条 略 2 前項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、<u>幕別町、更別村及び忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の職員をもって充てる。 3及び4 略 第5条～第7条 略 (代決) 第8条 会長が不在のときは、<u>会長の職務を代理する順位により、副会長</u>がその事務を代決する。 2 略 第9条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>幕別町・忠類村合併協議会事務局規程</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 (組織及び分掌事務) 第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務広報班及び計画調整班</u>を置く。 2 略 (職員等) 第4条 略 2 前項に規定する事務局の職員(以下「職員」という。)は、<u>幕別町及び忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の職員をもって充てる。 3及び4 略 第5条～第7条 略 (代決) 第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。 2 略 第9条 略</p>

現 行 規 程		改 正 規 程	
(文書の取扱い)		(文書の取扱い)	
第10条 略		第10条 略	
2 協議会の発送文書の文書記号は、「 <u>十中協</u> 第 号」とする。		2 協議会の発送文書の文書記号は、「 <u>幕忠協</u> 第 号」とする。	
第11条～第15条 略		第11条～第15条 略	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
班	分 掌 事 務	班	分 掌 事 務
総務広報班	1 協議会の庶務及び会計に関すること 2 協議会の会議に関すること 3 協議会の人事に関すること 4 協議会の報酬等の支給に関すること 5 協議会の広報に関すること 6 合併の諸手続きに関すること 7 合併に係る資料の編纂に関すること 8 国、北海道との連絡調整に関すること 9 合併協定項目の協議に関すること (1) 合併の方式に関すること (2) 合併の期日に関すること (3) 新町の名称に関すること (4) 新町の事務所の位置に関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 住民自治充実のための取扱いに関すること (7) 地域審議会の取扱いに関すること (8) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること (9) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する こと (10) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること (11) 特別職の身分の取扱いに関すること	総務広報班	1 協議会の庶務及び会計に関すること 2 協議会の会議に関すること 3 協議会の人事に関すること 4 協議会の報酬等の支給に関すること 5 協議会の広報に関すること 6 合併の諸手続きに関すること 7 合併に係る資料の編纂に関すること 8 国、北海道との連絡調整に関すること 9 合併協定項目の協議に関すること (1) 合併の方式に関すること (2) 合併の期日に関すること (3) 新町の名称に関すること (4) 新町の事務所の位置に関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 住民自治充実のための取扱いに関すること (7) 地域審議会の取扱いに関すること (8) 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること (9) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する こと (10) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること (11) 特別職の身分の取扱いに関すること

現 行 規 程		改 正 規 程											
	(12) 一部事務組合等の取扱いに関する事 (13) 事務組織及び機構の取扱いに関する事 (14) 町・字名の区域及び名称等の取扱いに関する事 (15) 慣行の取扱いに関する事 10 その他他の班に属さないこと		(12) 一部事務組合等の取扱いに関する事 (13) 事務組織及び機構の取扱いに関する事 (14) 町・字名の区域及び名称等の取扱いに関する事 (15) 慣行の取扱いに関する事 10 その他他の班に属さないこと										
調整班	1 合併協定項目の協議に関する事 (1) 地方税の取扱いに関する事 (2) 条例・規則等の取扱いに関する事 (3) 使用料・手数料等の取扱いに関する事 (4) 公共的団体等の取扱いに関する事 (5) 補助金・交付金等の取扱いに関する事 (6) 消防組織の取扱いに関する事 (7) 各種事務事業の取扱いに関する事	計画調整班	1 合併協定項目の協議に関する事 (1) 地方税の取扱いに関する事 (2) 条例・規則等の取扱いに関する事 (3) 使用料・手数料等の取扱いに関する事 (4) 公共的団体等の取扱いに関する事 (5) 補助金・交付金等の取扱いに関する事 (6) 消防組織の取扱いに関する事 (7) 各種事務事業の取扱いに関する事 2 新町建設計画に関する事										
計画班	1 新町建設計画に関する事												
別表第2(第11条関係)		別表第2(第11条関係)											
公印の名称	ひな形	書体	寸法	管守者	用途	個数	公印の名称	ひな形	書体	寸法	管守者	用途	個数
十勝中央合併協議会会長の印	十勝中央 合併協議会 会長之印	明朝体	方 18 ミリメ ートル	事務局長	会長名 により 処理す る文書	1	幕別町・忠類村合併協議会会長の印	幕別町・ 忠類村合 併協議会 会長之印	明朝体	方 18 ミリメ ートル	事務局長	会長名 により 処理す る文書	1

十勝中央合併協議会財務規程の一部を改正する規程 新旧対照表

こ

現 行 規 程	改 正 規 程
<p><u>十勝中央合併協議会財務規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会規約</u>第17条の規定に基づき、<u>十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第2条 協議会の予算は、<u>幕別町、更別村</u>及び<u>忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の負担金並びに補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会財務規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会規約</u>第17条の規定に基づき、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第2条 協議会の予算は、<u>幕別町</u>及び<u>忠類村</u>(以下「関係町村」という。)の負担金並びに補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第11条 略</p>

「報告第30号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について」資料

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程	改 正 規 程
<p><u>十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会規約</u>(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、<u>十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、<u>幕別町、更別村</u>及び忠類村の長、助役その他の常勤職員並びに議会議員(以下「関係町村の長等」という。)については、これを支給しない。</p> <p>第3条及び第4条 略</p>	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会規約</u>(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額7,000円とする。ただし、<u>幕別町</u>及び忠類村の長、助役その他の常勤職員並びに議会議員(以下「関係町村の長等」という。)については、これを支給しない。</p> <p>第3条及び第4条 略</p>

「協議第16号 十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程」資料

十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程 新旧対照表

現 行 規 程		改 正 規 程																																						
<p><u>十勝中央合併協議会会議運営規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>十勝中央合併協議会規約</u>第10条第3項の規定に基づき、<u>十勝中央合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会議録等を公開する場所</th> <th rowspan="2">公開する時間</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別町役場</td> <td>幕別町本町130番地</td> <td>午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)</td> </tr> <tr> <td>幕別町役場札内支所</td> <td>幕別町札内青葉町311番地2</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td><u>更別村役場</u></td> <td><u>更別村字更別南1線93番地</u></td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>忠類村役場</td> <td>忠類村字忠類439番地の1</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td><u>十勝中央合併協議会事務所</u></td> <td>幕別町本町129番地の2</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>		会議録等を公開する場所		公開する時間	名 称	所 在 地	幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)	幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上	<u>更別村役場</u>	<u>更別村字更別南1線93番地</u>	同 上	忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上	<u>十勝中央合併協議会事務所</u>	幕別町本町129番地の2	同 上	<p><u>幕別町・忠類村合併協議会会議運営規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>幕別町・忠類村合併協議会規約</u>第10条第3項の規定に基づき、<u>幕別町・忠類村合併協議会</u>(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第14条 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会議録等を公開する場所</th> <th rowspan="2">公開する時間</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幕別町役場</td> <td>幕別町本町130番地</td> <td>午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)</td> </tr> <tr> <td>幕別町役場札内支所</td> <td>幕別町札内青葉町311番地2</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>忠類村役場</td> <td>忠類村字忠類439番地の1</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td><u>幕別町・忠類村合併協議会事務所</u></td> <td>幕別町本町129番地の2</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>		会議録等を公開する場所		公開する時間	名 称	所 在 地	幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)	幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上	忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上	<u>幕別町・忠類村合併協議会事務所</u>	幕別町本町129番地の2	同 上
会議録等を公開する場所		公開する時間																																						
名 称	所 在 地																																							
幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)																																						
幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上																																						
<u>更別村役場</u>	<u>更別村字更別南1線93番地</u>	同 上																																						
忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上																																						
<u>十勝中央合併協議会事務所</u>	幕別町本町129番地の2	同 上																																						
会議録等を公開する場所		公開する時間																																						
名 称	所 在 地																																							
幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から 午後5時15分まで (閉庁日を除く)																																						
幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上																																						
忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上																																						
<u>幕別町・忠類村合併協議会事務所</u>	幕別町本町129番地の2	同 上																																						

現 行 規 程

様式第1号(第8条関係)

十勝中央合併協議会傍聴人受付簿

開催日 平成 年 月 日

傍聴される方はご記入願います。

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

改 正 規 程

様式第1号(第8条関係)

幕別町・忠類村合併協議会傍聴人受付簿

開催日 平成 年 月 日

傍聴される方はご記入願います。

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

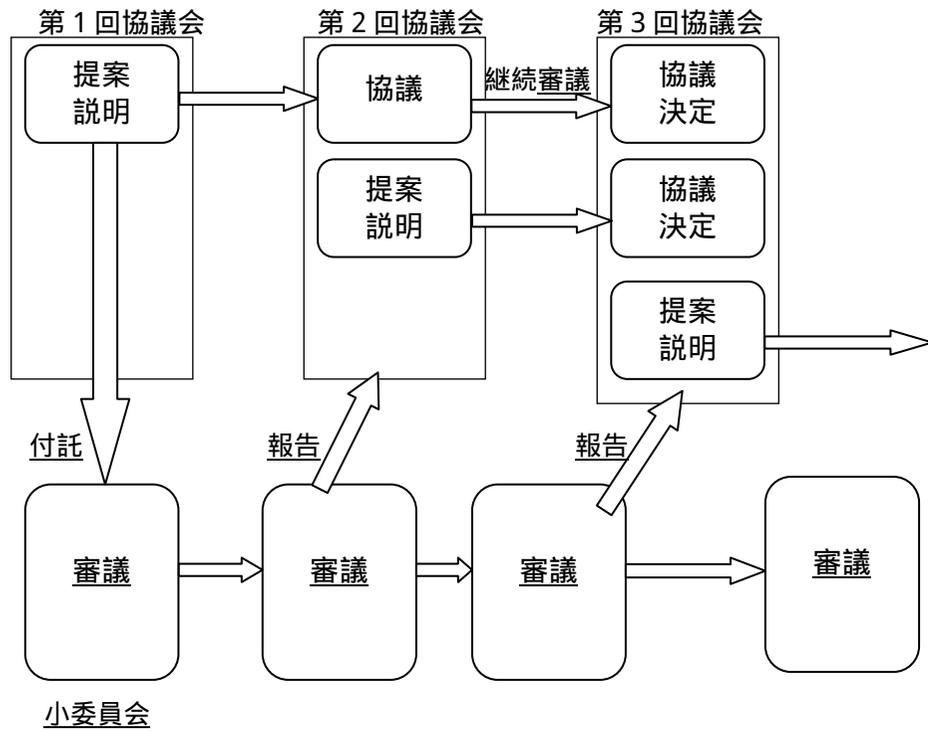
「議案第20号 協議の進め方の変更について」資料

協議の進め方 変更箇所対照表

現 行	変 更 後
<p>協議の進め方</p> <p>1 略</p> <p>2 協議の進め方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小委員会への付託が適当な協議事項は、協議会の決定を得て小委員会へ付託する。</u></p> <p>(3) <u>小委員会へ付託しない協議事項は、次回の協議会で協議を行う。ただし、合併協定項目以外の案件は、原則として、提案時に協議を行う。</u></p> <p>(4) <u>小委員会へ付託した協議事項は、必要に応じ協議会に報告を行い、協議又は確認する。</u></p> <p>(5) <u>引き続き審議を要する協議事項については、継続審議とする。</u></p> <p>3 提案の方法等</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>協議の進め方</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>決定済合併協定項目の再提案</u></p> <p><u>第11回協議会(平成16年10月8日)までに決定された合併協定項目の内、見直しの必要がある項目については、再提案するものとする。</u></p> <p>3 協議の進め方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>合併協定項目に関する協議事項については、次回の協議会で協議を行う。ただし、再提案された合併協定項目については、提案時に協議を行う。</u></p> <p>(3) <u>合併協定項目以外の協議事項については、提案時に協議を行う。</u></p> <p>(4) <u>引き続き協議を要する協議事項については、継続協議とする。</u></p> <p>4 提案の方法等</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

現 行

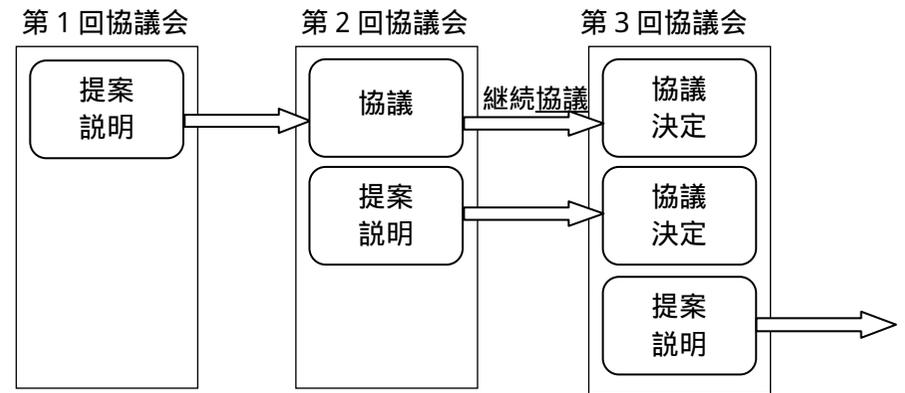
【協議の進め方のフロー図】



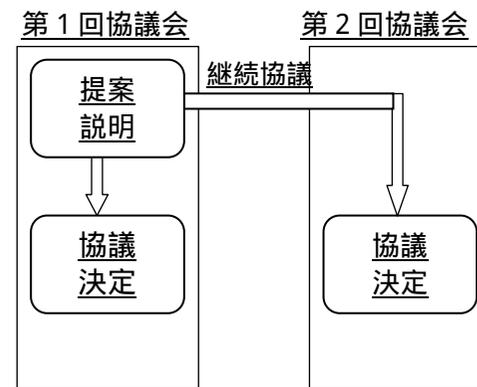
変 更 後

【協議の進め方のフロー図】

(1) 合併協定項目 (新規提案)



(2) 合併協定項目 (再提案) 及び合併協定項目以外の協議事項



決定済の合併協定項目一覧

1 合併の方式	幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。
2 合併の期日	合併の期日は、平成18年1月10日とする。
4 新町の事務所の位置	新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。
5 財産及び債務の取扱い	3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。
9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。 1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。
10 地方税の取扱い	3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。 1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時までに調整する。 2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。 3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。 4 鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。 5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。 6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。 7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
11 一般職の職員の身分の取扱い	1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。 3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。
12 特別職の身分の取扱い	1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。 2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。 3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。 4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。

14 条例・規則等の取扱い	<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの
16 使用料・手数料等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。 (2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時までに再編する。 (3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。 (4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。 (5) 町営バス使用料については、合併時までに調整する。 (6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。 2 手数料については、合併時に統一する。
17 公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。 3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
18 補助金・交付金等の取扱い	<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。 2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。
20 慣行の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 町章、町民憲章については、新町において制定する。 2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。 3 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 4 開町記念式については、新町において調整する。 5 新年交礼会については、合併時に廃止する。
22-2 防災関係事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議については、新町において設置する。 2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。 4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。

22-3 広報・広聴事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。 2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。 3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。 4 行政懇談会については、新町において調整する。 5 町勢要覧については、新町において発行する。
22-4 電算システムの取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。 2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時までに構築する。
22-5 交通関係事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。 2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。 3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時までに調整する。 5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 6 交通指導員については、合併時に再編する。 7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。
22-6 国民健康保険事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。 4 国民健康保険税の納期については、合併時までに調整する。 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 保健事業については、新町において調整する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。
22-7 保健・医療事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 <ul style="list-style-type: none"> 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に統合するもの 合併時に再編するもの 新町において再編するもの 3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

	<p>5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。</p> <p>6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。</p>
22-8 介護保険事業の取扱い	<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時までに調整する。</p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>
22-10 児童福祉事業の取扱い	<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。</p> <p>5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時までに調整する。</p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。 肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時までに調整する。</p> <p>8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>
22-11 高齢者福祉事業の取扱い	<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。 現行のとおり新町に引き継ぐもの 合併時に再編するもの 合併時までに調整するもの 新町において調整するもの 合併時に廃止するもの</p>

	<p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 基幹型支援センターについては、合併時までに統合する。</p> <p>(2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。</p>
22-12 障害者福祉事業の取扱い	<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時までに調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
22-14 農林水産関係事業の取扱い	<p>1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。</p> <p>3 標準小作料については、新町において再編する。</p> <p>4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</p> <p>9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>11 町村有林整備事業については、新町において再編する。</p> <p>12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
22-15 商工労働観光関係事業の取扱い	<p>1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</p>

	<p>7 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。</p> <p>9 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
22-16 建設関係事業の取扱い	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>
22-17 水道関係事業の取扱い	<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
22-18 下水道関係事業の取扱い	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。 (1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、</p>

	<p>更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>
22-19 学校教育関係事業の取扱い	<p>1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。</p> <p>4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p> <p>8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

	<p>9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</p>
22-20 社会教育関係事業の取扱い	<p>1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 成人式については、新町において調整する。</p> <p>3 高齢者学級については、新町において調整する。</p> <p>4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。</p> <p>6 移動図書館については、合併時に再編する。</p> <p>7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。</p> <p>8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。</p> <p>10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>
22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い	<p>1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時まで調整する。</p> <p>2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時まで調整する。</p> <p>4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。</p> <p>5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。</p>
22-22 地域振興事業の取扱い	<p>1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。</p> <p>5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

「協議第1号 合併の方式について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	1 合併の方式
調整の内容	

項目	新設合併	編入合併
定義	二以上の町村を廃して、その区域に新たに一つの町村を置くこと。	一以上の町村を廃して、その区域を他の町村の区域に編入すること。
町村の法人格	合併関係町村(合併前の町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい町村の法人格が発生する。	編入する町村の法人格はそのまま存続し、編入される町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併町村の名称	合併関係町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	通常は、編入する町村の名称となることが多いが、新たに制定することも可能。
新町の事務所の位置	合併関係町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	編入する町村の事務所の位置となる。
財産及び債務の取扱い	合併関係町村が引き継ぐ。	編入する町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の議員は、その身分を失う。 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の協議により次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例) 合併関係町村の議会の議員で当該合併町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する町村の議員は、そのまま在任し、編入される町村の議員はその身分を失う。 任期は、編入する町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の協議により、次のいずれかによることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 編入する町村の議会議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併町村の議員の定数を増加し、編入される町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例) 編入される町村の議会の議員で当該合併町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入する町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例) <p>なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。</p>

項 目	新 設 合 併	編 入 合 併
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係町村の委員（選挙による委員）のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される町村の委員はその身分を失い、編入する町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される町村の委員（選挙による委員）のうち、合併町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	引き続き合併町村の職員として身分を保有する。	編入する町村の職員は在任し、編入される町村の職員は、編入する町村の職員として身分を保有する。
特別職の職員の身分の取扱い	<p>合併関係町村の特別職は失職する。なお、合併町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。</p> <p>行政委員会の委員のうち下記については、新町長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。</p> <p>教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会</p>	編入する町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	編入される町村の条例・規則は失効し、基本的には編入する町村の条例・規則に統一される。
建設計画	合併関係町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

合併市町村の状況

(幕別町・忠類村合併協議会)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
		幕別町	24,276	340.46	13.457	2.475
		忠類村	1,804	137.54		
		合計	26,080	478.00		

(新設合併)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
H15. 4. 1	神流町 (群馬県)	万場町	2,269	62.61	2.411	1.202
		中里村	941	52.08		
		合計	3,210	114.69		
"	静岡市 (静岡県)	静岡市	469,695	1,146.19	1.983	5.035
		清水市	236,818	227.66		
		合計	706,513	1,373.85		
"	宗像市 (福岡県)	宗像市	81,588	76.82	8.535	2.215
		玄海町	9,559	34.68		
		合計	91,147	111.50		
H15. 5. 1	瑞穂市 (岐阜県)	穂積町	35,076	16.44	3.051	1.397
		巢南町	11,495	11.77		
		合計	46,571	28.21		
H16. 3. 1	あわら市 (福井県)	芦原町	14,356	37.91	1.241	2.086
		金津町	17,822	79.08		
		合計	32,178	116.99		
H16. 4. 1	東御市 (長野県)	北御牧村	5,507	25.75	4.619	3.361
		東部町	25,437	86.55		
		合計	30,944	112.30		
"	御前崎市 (静岡県)	御前崎町	11,569	12.18	2.117	4.398
		浜岡町	24,490	53.57		
		合計	36,059	65.75		
H16. 9. 1	琴浦町 (鳥取県)	東伯町	12,098	82.20	1.450	1.425
		赤碕町	8,344	57.68		
		合計	20,442	139.88		
H16. 9.21	東温市 (愛媛県)	重信町	23,658	100.59	2.142	0.907
		川内町	11,043	110.86		
		合計	34,701	211.45		
H16.10. 1	葛城市 (奈良県)	新庄町	19,454	17.77	1.255	1.113
		當麻町	15,496	15.96		
		合計	34,950	33.73		
"	みなべ町 (和歌山県)	南部町	6,626	94.18	1.224	0.277
		南部川村	8,108	26.08		
		合計	14,734	120.26		
"	野洲市 (滋賀県)	中主町	12,109	20.94	2.991	1.935
		野洲町	36,217	40.51		
		合計	48,326	61.45		
"	南部町 (鳥取県)	西伯町	8,168	83.08	2.021	2.684
		会見町	4,042	30.95		
		合計	12,210	114.03		
"	美郷町 (島根県)	邑智町	4,606	185.89	2.282	1.916
		大和村	2,018	97.03		
		合計	6,624	282.92		
"	吉備中央町 (岡山県)	加茂川町	6,199	141.15	1.363	0.904
		賀陽町	8,452	127.58		
		合計	14,651	268.73		
"	湖南市 (滋賀県)	石部町	12,378	13.33	3.342	4.288
		甲西町	41,362	57.16		
		合計	53,740	70.49		
H16.10. 4	光市 (山口県)	光市	46,422	59.85	5.621	1.865
		大和町	8,258	32.09		
		合計	54,680	91.94		

H16.11. 1	砺波市 (富山県)	砺波市	40,744	96.22	5.545	3.130
		庄川町	7,348	30.74		
		合 計	48,092	126.96		
"	美里町 (熊本県)	中央町	5,206	41.71	1.491	2.453
		砥用町	7,763	102.32		
		合 計	12,969	144.03		
"	南魚沼市 (新潟県)	六日町	29,295	263.79	1.874	2.015
		大和町	15,636	130.91		
		合 計	44,931	394.70		

(編入合併)

合併年月日	新市町村名	旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	人口比	面積比
H15. 4. 1	呉市 (広島県)	呉市	203,159	146.35	91.390	16.861
		下蒲刈町	2,223	8.68		
		合 計	205,382	155.03		
"	新居浜市 (愛媛県)	新居浜市	125,537	161.30	453.202	2.210
		別子山村	277	73.00		
		合 計	125,814	234.30		
H15. 6. 6	野田市 (千葉県)	野田市	119,922	73.72	3.834	2.472
		関宿町	31,275	29.82		
		合 計	151,197	103.54		
H15. 7. 7	新発田市 (新潟県)	新発田市	80,734	433.59	8.180	12.061
		豊浦町	9,870	35.95		
		合 計	90,604	469.54		
H15. 8.20	田原市 (愛知県)	田原町	36,981	82.86	6.012	3.520
		赤羽根町	6,151	23.54		
		合 計	43,132	106.40		
H16. 4. 1	府中市 (広島県)	府中市	41,271	110.18	6.423	1.288
		上下町	6,426	85.53		
		合 計	47,697	195.71		
"	呉市 (広島県)	呉市	205,382	155.03	19.786	9.201
		川尻町	10,380	16.85		
		合 計	213,539	163.2		
H16. 7. 1	五戸町 (青森県)	五戸町	17,850	122.14	5.147	2.194
		倉石村	3,468	55.68		
		合 計	21,318	177.82		
H16.10. 1	江津市 (島根県)	江津市	25,773	158.41	7.151	1.439
		桜江町	3,604	110.10		
		合 計	29,377	268.51		
H16.11. 1	日立市 (茨城県)	日立市	193,353	153.43	14.608	2.127
		十王町	13,236	72.12		
		合 計	206,589	225.55		
"	会津若松市 (福島県)	会津若松市	118,118	315.28	15.366	11.188
		北会津村	7,687	28.18		
		合 計	125,805	343.46		
"	宇部市 (山口県)	宇部市	174,416	210.44	22.904	2.732
		楠町	7,615	77.02		
		合 計	182,031	287.46		
"	各務原市 (岐阜県)	各務原市	131,991	79.75	13.504	9.944
		川島町	9,774	8.02		
		合 計	141,765	87.77		

平成15年4月1日以降に合併した市町村の内、2市町村で構成されていたものを「新設合併」、「編入合併」の別に記載

「人口比」は、人口の多い市町村の人口を人口の少ない市町村の人口で除したもので、

「面積比」は、人口の多い市町村の面積を人口の少ない市町村の面積で除したもので

先進事例

(新設合併)

なんぶちょう
南部町(鳥取県)

西伯町・会見町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

ほくとし
北杜市(山梨県)

北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町及び同郡武川村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する対等合併とする。

みさとまち
美里町(熊本県)

下益城郡中央町及び同郡砥用町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。

(編入合併)

ひたちおおみやし
常陸大宮市(茨城県)

(1) 那珂郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村及び東茨城郡御前山村を廃し、その区域を那珂郡大宮町に編入するものとする。また、那珂郡大宮町は合併と同時に市制施行するものとする。

なお、那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村及び東茨城郡御前山村(以下「5町村」という。)は、対等合併・編入方式に基づく合併協議により、合併するものである。

(2) 「対等合併・編入方式」とは、協議調整は5町村の既存制度を同列に比較したうえで先進的な制度を生かすように行い、新市建設計画については5町村の地域全体を一体として考え地域内に万遍なく配慮して策定するという、5町村が平等な立場であることに由来する手法と、効率性の面から法形式については那珂郡大宮町への編入方式とすることを併せた方法をいう。

ひたちし
日立市(茨城県)

合併の方式は、多賀郡十王町を日立市に編入する。

函館市(北海道 合併予定-平成16年12月1日)

合併の方式は、亀田郡戸井町、亀田郡恵山町、亀田郡楳法華村、茅部郡南茅部町を廃し、その区域を函館市に編入する編入合併とする。

「協議第2号 新町の事務所の位置について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	4 新町の事務所の位置	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、<u>更別村役場及び忠類村役場の現庁舎</u>を総合支所とする。</p>	<p>新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。</p>

「協議第6号 公共的団体等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	17 公共的団体等の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 <u>3町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 <u>2町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2及び3 略</p>

「協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <p>1 <u>3</u>町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。</p> <p>2 <u>3</u>町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 略</p>	<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <p>1 <u>2</u>町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。</p> <p>2 <u>2</u>町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 略</p>

「協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1 <u>2</u> 町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。 2～5 略	1 <u>幕別町</u> が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。 2～5 略

「協議第23号 農林水産関係事業の取扱い」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 14 農林水産関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p> <p>6 <u>結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>8 町村有牧場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</u></p> <p>9 農業農村整備事業管理計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>10 森林整備計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>11 町村有林整備事業については、<u>新町において再編する。</u></p> <p>12 育苗センターについては、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>6 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>7 町村有牧場については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</u></p> <p>8 農業農村整備事業管理計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>9 森林整備計画については、<u>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</u></p> <p>10 町村有林整備事業については、<u>新町において再編する。</u></p> <p>11 育苗センターについては、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
農作物試験展示圃場	<ul style="list-style-type: none"> ・試験開始年度 平成5年度 ・面積 67,937㎡ ・主な試験内容 <ul style="list-style-type: none"> 薬剤比較試験 施肥試験 かん水試験 栽培試験 農協、普及センター等関係機関の持ち寄り試験 ・管理形態 <ul style="list-style-type: none"> 町直営（職員 2名） 	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、施設のあり方については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
農業ゆとりみらい総合資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営に必要な事業に係る資金（農業生産に必要な施設の建設に要する経費など） ・貸付対象者 農業団体等 ・貸付限度額 最大50,000千円 ・償還期限 最大 15年 ・貸付利率（平成16年度実績） 無利子～1.05% 	該当なし	<p><u>新町の事業として、合併時に再編する。</u></p>	<p>幕別町の例により、合併時に再編する。 <u>無利子資金を除き毎年3月1日現在の農業経営基盤強化資金（L資金）の金利から保証料相当分を控除し、翌年度の利率を設定する。</u></p>
結婚祝金	該当なし	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 <u>ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p>	（削除）

「協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>1 略</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>中小企業融資事業として、合併時に再編する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>5 <u>商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>6 <u>中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</u></p> <p>7 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>8 <u>消費生活モニターについては、合併時に廃止する。</u></p> <p>9 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>1 略</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</p> <p>6 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>7 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
中小企業融資事業	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業融資事業 貸付対象者 町内に同一事業を引き続き1年以上営む者 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 2,000万円以内 10年以内 近代化資金 3,000万円以内 10年以内 補助制度 運転資金、設備資金、近代化資金の保証料及び利子に対する助成 	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業特別融資事業 貸付対象者 村内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 資金の種類、貸付条件 <ul style="list-style-type: none"> 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 500万円以内 5年以内 補助制度 中小企業者事業資金利子補給費補助金により、運転資金、設備資金の利子に対する助成 	<p>合併時に再編する。 ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p>	<p>合併時に再編する。 ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p><u>資金の種類、貸付条件</u> <u>運転資金</u> <u>500万円以内</u> <u>5年以内</u> <u>設備資金</u> <u>3,000万円以内</u> <u>15年以内</u> <u>近代化資金</u> <u>3,000万円以内</u> <u>15年以内</u> <u>・補助制度は、幕別町の例により、合併時に統合する。</u></p>
中小企業利子等補給事業	<p>該当なし</p> <p>中小企業融資事業に対する補助制度として実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名称 中小企業者事業資金利子補給費補助事業 対象者 常時使用する従業員の数が、30人以下の商業、サービス業、工業及び運送業を行う法人及び個人 	<p><u>中小企業融資事業として、合併時に再編する。</u></p>	<p><u>合併時に廃止する。</u> <u>ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
中小企業利子等補給事業(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業資金 国民生活金融公庫資金、環境衛生金融公庫資金、村の特別融資金、貯蓄共済融資金、道の制度融資金 ・利子補給の額 借入金 3,000万円以内 利子補給額 借入利率1.5%を超える額。ただし、補給率は2.0%以内 		
勤労者対策事業				
勤労者福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者 町内に1年以上住所を有する勤労者で町税等公共料金を滞納していない者 ・資金の種類、貸付条件 一般資金 100万円以内 5年以内 教育資金 100万円以内 5年以内 	該当なし	新町の事業として、 <u>合併時に再編する。</u>	幕別町の例により、 <u>合併時に再編する。</u>
商工業後継者結婚祝金事業	該当なし	該当なし	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</u>	(削除)
消費生活モニター	該当なし	該当なし	<u>合併時に廃止する。</u>	(削除)

「協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1～4 略 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、 <u>幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u> 6 略 7 公立幼稚園については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</u> 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、 <u>幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</u> 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、 <u>合併時に再編する。</u> 10 学校給食については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</u>	1～4 略 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> 6 略 7 公立幼稚園については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、 <u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u> 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、 <u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u> 10 学校給食については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> 目的 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。 支給対象 生活保護法による保護基準額を基礎とし、原則として、申請世帯全員の前年合計収入額が保護基準額の1.3倍未満の者 	<ul style="list-style-type: none"> 目的 幕別町と同一 支給対象 幕別町と同一 	<u>幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u>	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
要保護・準要保護 児童生徒の就学援 助事業 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 学用品費 ア.小学校(1年生を除く) 14,780円 イ.小学校(1年生のみ) 12,610円 ウ.中学校(1年生を除く) 26,050円 エ.中学校(1年生のみ) 23,880円 修学旅行費 必要経費を援助 体育実技用具費 ア.小学校(スケート) 11,270円 イ.中学校(スケート) 11,270円 新入学児童生徒学用品費 ア.小学校 19,900円 イ.中学校 22,900円 学校給食費 必要経費を援助 医療費 必要経費を援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給費目及び金額(一人当たり年額) 幕別町と同一 		

区分	現況		調整の具体的内容										
	幕別町		忠類村	決定済	再提案								
公立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・現況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかば幼稚園</td> <td>130名</td> <td>67名</td> <td>3学級</td> </tr> </tbody> </table> ・保育時間 <ul style="list-style-type: none"> 通常保育 8時45分～13時45分 水曜日のみ 8時45分～11時30分 預かり保育 終了後～16時 ・休業日 <ul style="list-style-type: none"> 国民の祝日に関する法律に定める休日 日曜日及び土曜日 学年始休業日(4/1～4/7) 夏季休業日(7/10～8/31までの間において引続き25日以内) 冬季休業日(12/10～1/31までの間において引続き25日以内) 学年末休業日(3/25～3/31) 教育長が定める日 		名称	定員	現員	学級数	わかば幼稚園	130名	67名	3学級	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、事業内容については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
名称	定員	現員	学級数										
わかば幼稚園	130名	67名	3学級										

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
私立幼稚園就園奨励費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 国の規定に基づき、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に、補助金を交付する。 ・補助対象及び金額 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯 ア.第1子 137,700円/年 イ.第2子 196,000円/年 ウ.第3子以降 253,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 ア.第1子 104,900円/年 イ.第2子 176,000円/年 ウ.第3子以降 246,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする)8,800円以下の世帯 ア.第1子 80,400円/年 イ.第2子 161,000円/年 ウ.第3子以降 241,000円/年 	該当なし	幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
私立幼稚園就園奨励費補助事業(つづき)	<p>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする)102,100円以下の世帯</p> <p>ア.第1子 56,500円/年 イ.第2子 147,000円/年 ウ.第3子以降 237,000円/年</p>			
私立幼稚園入園料及び保育料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 幼稚園の振興に資するため私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため入園料、保育料を補助する。 ・補助対象 町内にある私立幼稚園に在籍する3才児、4才児及び5才児のいる世帯 ・補助金額 入園料 7,000円 (最初の入園時のみ) 保育料 4,000円/月 については、前記「私立幼稚園就園奨励費補助事業」対象者以外への補助 	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 <ul style="list-style-type: none"> 共同調理場 1施設 建設年度 平成9年度 建物面積 949m² 給食能力 3,000食/日 ・調理方式 <ul style="list-style-type: none"> 直営センター方式(ドライシステム採用済み) ・給食費 <ul style="list-style-type: none"> 小学校194円/食 中学校235円/食 ・会計方式 <ul style="list-style-type: none"> 公会計 ・給食形態 <ul style="list-style-type: none"> 完全給食 メニュー <ul style="list-style-type: none"> ア.パン給食2回(水、金) イ.麺給食1回(火) ウ.米飯給食2回(月、木) 最終週は、パン給食1回(水)、米飯給食3回(月、木、金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 <ul style="list-style-type: none"> 共同調理場 1施設 建設年度 平成5年度 建物面積 289m² 給食能力 500食/日 ・調理方式 <ul style="list-style-type: none"> 直営センター方式(ドライシステム採用済み) ・給食費 <ul style="list-style-type: none"> 小学校200円/食 中学校238円/食 ・会計方式 <ul style="list-style-type: none"> 私会計 ・給食形態 <ul style="list-style-type: none"> 完全給食 メニュー <ul style="list-style-type: none"> ア.パン給食1回(火) イ.麺給食1回(木) ウ.米飯給食3回(月、水、金) 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p>

「協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い	
	決定済	再提案
調整の内容	1～4 略 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、 札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館と する。 6 略 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの とする。ただし、 <u>事業内容及び許可対象については、新町にお いて調整する。</u> 8及び10 略	1～4 略 5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、 札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。 6 略 7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐもの とする。ただし、 <u>許可対象については、忠類村の例により、合 併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調 整する。</u> 8及び10 略

4

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室)	【図書館】 ・名称 幕別町図書館 ・面積 建物 1,375㎡ 敷地 4,200㎡	【図書室】 ・名称 忠類村ふれあいセンター福寿図書室 ・開設場所 忠類村ふれあいセンター福寿内 ・面積143㎡(図書室のみ)	幕別町図書館を新 町の本館とし、札内分 館並びに更別村及び 忠類村の各図書室を それぞれ分館とする。	幕別町図書館を新 町の本館とし、札内分 館及び忠類村の図書 室をそれぞれ分館と する。

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
図書館(室) (つづき)	<p>【図書館分館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 幕別町図書館札内分館 ・開設場所 百年記念ホール内 ・面積 419m²(分館のみ) ・開館時間 10時～18時 毎週木曜日のみ札内分館10時～20時 ・休館日 毎週火曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 毎月末日 年末年始(12月30日～1月5日) 特別図書整理日(年1回1週間以内) ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、14日以内(移動図書館車での貸出は、次の巡回日まで) 団体 1団体100冊以内、2カ月以内 ・蔵書冊数 174,552冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 156,332冊(平成15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・開室時間 10時～21時 ・休室日 毎週月曜日(国民の祝日に関する法律に規定された休日の場合は翌日) 年末年始(12月31日～1月5日) ・貸出及び返却 個人 一人5冊以内、10日以内 団体 規定なし ・蔵書冊数 16,224冊(平成15年度末現在) ・貸出冊数 5,949冊(平成15年度) 		

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校開放事業	<p>・開放施設</p> <p>体育館及びグラウンド 幕別小学校、札内南小学校、幕別中学校、糠内中学校、札内中学校、札内東中学校 札内中学校のグラウンド照明設備を含む。</p> <p>体育館、グラウンド及びスケートリンク 糠内小学校、古舞小学校、駒畠小学校、明倫小学校、途別小学校、白人小学校、札内北小学校 その他に、文化事業（地域住民が行う文化的活動）のために、各小中学校の校舎も開放している。</p> <p>・事業内容</p> <p>スポーツ事業 地域住民等が行うスポーツ及びレクリエーション活動のため開放する事業</p> <p>ア. 屋内運動場 月～金曜日（祝祭日を除く） 19時～21時</p> <p>イ. 屋外施設 月～金曜日（祝祭日を除く） 5時～7時 （札内中学校は19時～21時も開放）</p>	<p>・開放施設</p> <p>体育館及びグラウンド 忠類小学校、忠類中学校 忠類小学校のグラウンド照明設備を含む。</p> <p>・事業内容</p> <p>スポーツ事業 団体が行うスポーツ及びレクリエーションのため開放する事業</p> <p>ア. 平日 17時～22時 イ. 土曜日 14時～22時 ウ. 日曜・祝祭日 9時～22時</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、<u>事業内容及び許可対象については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、<u>忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</u></p>

「協議第28号 介護保険事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1及び2 略 3 介護保険料減免制度については、 <u>事業のあり方について、合併時まで調整する。</u> 4及び5 略	1及び2 略 3 介護保険料減免制度については、 <u>合併時に廃止する。</u> 4及び5 略

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
介護保険料減免制度	該当なし	<p>【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する第1号被保険者で、世帯員の収入が次に掲げる額以下で、かつ世帯員保有の資産等を活用しても生活に困窮していること（生活保護受給世帯は除く） 単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <p>【減免額の割合】 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者（老齢年金受給者等） 保険料の額の3分の2 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者（市町村民税非課税世帯） 保険料の額の2分の1</p>	<p><u>事業のあり方について、合併時まで調整する。</u></p>	<p><u>合併時に廃止する。</u></p>

「協議第34号 新町の名称について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	3 新町の名称
調整の内容	

留意事項		調整の具体的内容						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新設合併</th> <th>編入合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p> </td> <td> <p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p> </td> <td> <p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新設合併	編入合併	<p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p>	<p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p>	<p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p>	<p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p>	
新設合併	編入合併							
<p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p>	<p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p>							
<p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p>	<p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p>							
基本的な考え方								
名称についての手続き								

新町の名称に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（名称）

第3条 地方公共団体の名称は、従来名称による。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。